

ケ年々賦トスルコト

(3) 昭和六年度小作米モニ割乃至ニ割五分ヲ賦課スルコト

(4) 争議費用トシテ三百円ヲ支給スルコト

ノ要求交渉ヲ爲シ残員全部ハ地主宅前方空地ニ集合交渉ヲ推移ヲ俟テ居タルカ地主側ハ

(1) 第一項ハ之ヲ容認

(2) 第二項ハ賦課不能ナルモ確實ナル保証人アレハ且年々賦トスルモ差支ナシ

(3) 第三項ハ一割減額課税ス

(4) 争議費用ハ不当ナル要求ナルヲ以テ承認ノ限ニア

福岡縣

ラズ

ト主張シ傍四項以外ハ兩者ノ主張余リ懸隔ナク漸次解決ノ機運見ヘタルモ小作人側ハ争議費用支給ニ関シテハ主張ヲ固執シタル爲メ自然交渉遲延スルニ至レリ。

二 交渉ノ概要

右ニ依リ一方交渉ノ結果ヲ付テツ、アリタル小作人等ハ当初共數六十余名ニ達セザリシガ時向ノ経過ト共ニ三々位々集合シ夜ニ入ルヤ其數三百名ニ達シ前方空地ニ篝火ヲ焚キ相当氣勢ヲ揚ゲツ、アリタルモ幹部ノ候補ニ依リ何等不穩ノ模様ナカリシガ交渉ノ余リニ進捗セザル爲メ遂ニ業ヲ怠シ且ツ折カラノ